

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 5 月 28 日

阿久根市長 竹 原 信 一

阿久根市条例第 8 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和 26 年阿久根市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 34」に、「100 分の 150」を「100 分の 47」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。